

(第一類 第十六号)

第一回 国会
衆議院

財政及び金融委員會會議録第十九号

(三八三)

昭和二十二年九月二十日(土曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 北村徳太郎君
委員 西村中時 敏君
理事 島田 晋作君 理事 中時 敏君
理事 梅林 時雄君 理事 早田 祐三君
理事 田中 一朗君 理事 葉梨 新五郎君
理事 吉川 久衛君

川合 彰武君 川島 金次君
河井 榮藏君 佐藤 次郎君
田中 鐵之進君 西村 榮一君
林 大作君 松尾 トシ君
後藤 悦治君 原 彪君
松田 正一君 泉山 三六君
島村 一郎君 吉米 地英俊君
井出 太郎君 内藤 友明君
石原 登君 相馬 助治君

出席政府委員

大藏政務次官 小坂 善太郎君
大藏事務官 愛知 揆一君
法制局長 井出 成三君
委員外の出席者
専門調査員 圓地 與四松君
専門調査員 氏家 武君

本日の會議に付した事件

大藏省預金部の債權の條件變更等に
關する法律案(内閣提出)(第二號)
會計検査院法の一部を改正する法律
案(内閣提出)(第三八號)

○北村委員長 會議を開きます。

○前回大藏省預金部等の條件變更等に
關する法律案に關連しまして、政令の
内容についての説明がありました、政令の
これに對して質疑はありませんか。

○葉梨委員 事務當局の説明を聴きた
いと思ひます。
○北村委員長 政令の内容について、
もう一度大藏當局より御説明願ひたい
と思ひます。

○愛知政府委員 お手もとに配付して
ございます政令について御説明を申し
上げます。議題になつております法
律案は、大藏省預金部等の債權の條件
變更等に關する法律案でございますが、
そのうちの法律案の第一條につきま
しては、政令に規定してあるものは
ございせん。

第二條につきましては、大體政令案に
なつておりますのは、第二條を中心
とするものでございまして、その第一點
は、政令の要綱案のうちの第一に規定
してある分でございます、この法律
案の第二條は總括的に申しますと、預
金部が公共團體または金融機關を通じ
まして、第三者に貸付けた貸付金の
免除に關する規定でございますが、
これにつきましては、政令案要綱の第一
は、免除をなし得る場合は、直接貸付
をなした場合は同様にして、評價基準
によつて評價をいたしまして、評價損
を生じた場合であるかということが規
定してあるわけでございます。いま少
しく詳しく申し上げます、法律案の
第二條によります債務の免除は、大藏
省預金部等損失特別處理法第一條によ
る評價の結果、評價損を生じた運用資
産にかかる債權に限つてこれをなし得
ることとございまして、さきに前
會議におきまして、金融機關等の處理

と並行いたしました、大藏省預金部等
損失特別處理法というものが、議會の議
決を経て制定されたわけでございます
が、その法律案の第一條によりま
して、預金部の損失特別處理につきま
しても、金融機關經理應急措置法に定
める指定時における預金部資金に屬す
る運用資産を評價するということにな
つておりますので、一般の金融機關と
同様の評價基準によりまして、評價い
たしました結果、評價損を生じたこと
の運用資産にかかる債權に限つて、
これをなし得るといふことに相なつて
おるわけでございます。

それから要綱案の第二の點でござい
ますが、要綱案の第二は免除をなし得
る金額は、貸付いたしました先が、企
業再建整備法等の法律によりまして、
債務を免れた金額に限るといふことを
規定したわけでございます。いま少し
詳しく申し上げます、法律案の第二條
によりまして、債務の全部または一部
の免除をなし得る場合は、次に掲ぐる
時期及び金額について大藏大臣がこれ
を行うといふことになつておるのであ
りますが、その第一といつたしまして、
地方公共團體または金融機關、これら
がいわゆる直接融通先でございます。
それから第三者すなわち最終融通先に
貸付した際に、その最終融通先に金
業再建整備法第十九條によりまして、
債務を免れる場合があるわけござい
ます。この企業再建整備法の第十九條
によりまして、さらに他の應急措置法
にその他の法律が援用されておるわけ

でございますが、それらの一般的の基準
によりまして、債務を特定會社等が免
除を受ける場合がございまして、その
債務を免除された場合に、その債
務を免除された場合のそれに相當する
ものが、この法律案及び政令案により
まして、免除を受け得るといふこと
に相なるわけでございます。

それから次にやはり政令案の第
二につきましては、その免除をいたしま
す場合、最終融通先の最終償還期日を
六箇月を経過した場合というものが、そ
の他の場合として要綱案の第二の二に
規定されておるわけでございます。
でその場合におきましては、最終償還
期日後六箇月を経過した日におきまし
て、その日における未償還額に相當す
るものが、債務の免除額といふことに
相なるわけでございます。

それから次に第五でございますが、
第五は法律案の第三條によりまして簡
易生命保險及び郵便年金特別會計法に
よる積立金の運用による資金の融通に
よつて生じた債權につきましては、法
律案の第一條、第二條が適用されるこ
とになつておりますが、その適用され
る場合におきましては、諸般の手續は
やはりこの政令の要綱案に規定された
そのまゝをここに運用せんとするもの
でございます。

それから要綱案の第六には、簡易生
命保險、郵便年金特別會計法に關する
部分につきましては、政令に基いて定
める委員會で定める預金部運用委員會
の代りに、この簡易生命保險及び郵便
年金につきましては、それらの政令に
定められました委員會がございまして、
それを政令で指定しようといふわ
けであります。

それから最後に施行期日の政令がご
ざいまして、法律案の第一條の規定、
それから第三條の中で第一條が準用さ
れる規定がございまして、これらはす
べて法律公布の日からこれを施行する
ことに相なるわけでございます。第二

條及び第二條關係のその他の部分は、先ほど申しましたように他の法律、すなわち大蔵省預金部等損失特別處理法等の施行によりまして、その施行の期日に當然に施行されるということになるわけでございます。以上の通りでございます。

○北村委員長 これに關する質疑はございませうか。別段に質疑は出ないようでありませうから、質疑は全部終了いたしましたものといたします。討論採決にはいりたと思ひます。討論にはいりませう。島田君

○島田委員 この大蔵省預金部等の債權の條件變更に關する法律案につきまして修正案を出したいと思ひます。修正案の内容は、第一條を次のように改める「預金部資金の融通を受けた者が、災害その他特殊の事由に因り、元金金の支拂が著しく困難となつたときは、大蔵大臣は、預金部資金運用委員會の意見を聽いて、公共の利益のため必要があるとき、公衆の利益に限り、その融通條件の變更又は延滞元金金の支拂方法の變更をすることが出来る」これは第一條そのものの修正でありませう、文章の修正でありまして、かように修正した方が誤解もなく、一般大衆に理解しやすいという趣旨のもとに修正したのであります。

○北村委員長 島田君に伺ひますが、それは各派共同提案ですか。

○島田委員 そうです。

○北村委員長 ではこれより採決をいたします。各派共同提案の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○北村委員長 起立議員、よつて修正案は可決せられました。

次に修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○北村委員長 起立議員、よつて本案は修正議決せられました。

○北村委員長 次に會計検査院法の一部を改正する法律案に對する質疑はありませうか。

○石原(登)委員 法制部の方に參考にちよつとお尋ねしたいと思ひますが、今國務大臣並びに國務大臣と同等以上の給與を受けておるような官職にある種類を一つお聴かせ願ひたいと思ひます。

○井手政府委員 ただいま國務大臣の俸給は、國務大臣としていくつという規定がありませんで、三級事務官の一番下の方からずつと上まで一本の俸給表をもつておりまして、具體的には現在官吏全員につきまして一本の俸給表になつております。私どももその適用を受けておるのであります。國務大臣、總理大臣も同様であります。總理大臣はその中の最高の三十四號俸といふものを受取つております。これは月額三十三萬圓であります。一般の國務大臣は三十三號俸、千五百圓の月額を受取つております。これは現在の物價事情等から見まして非常に低きに失します。ので、近くこれに對して改善し、國務大臣はむしろこういふ一般の俸給表に、具體的に當つてはめていくといふのでなく法定したいといふような考えで、目下その準備に進んでおるのであります。従つて現在國務大臣と比べて具體的にどうかといふことは、ちよつと説明しにくい場合があります。たとえば

會計検査官は現行法でも五萬圓となつております。總理大臣は先ほど申しました三十三萬圓の十二箇月分といひますと三萬六千圓ですから、總理大臣よりも検査官の方が現在でも高いといふことになりませうので、今の御質問に對して簡明な答へにならないかも知れませんが、大體のことがわかりませうために、總理大臣、國務大臣と比較できるものを一つ列挙してみたいと思ひます。最高裁判所の長官が内閣總理大臣と同額になつております。従つて近く總理大臣の俸給が決定されまふと、それと同額になります。次に最高裁判所の判事が一般の國務大臣と同額となつております。それから先ほど申しした検査官が現在において五萬圓でありますから、國務大臣より高くなつております。それから公正取引委員會の委員長が年額十一萬圓となつております。これはわれわれが今豫想しております國務大臣あるいは總理大臣の俸給に近いものとなつております。公正取引委員會の委員長でない委員が九萬圓となつております。それから兩院議長が月額七千圓、副議長が五千圓、ほかに通信費が多少あるといふような例がまず國務大臣より高い、もしくはこれと同額といふようなものでもありまして、各省次官よりは高いが、國務大臣よりははやや低いといふのが、高等裁判所の長官、それから検事總長などがその邊に當つております。

○石原(登)委員 ただいまの高等裁判所の長官とか、あるいは検事總長のいふゆる給與の方法において、その表現がどういふような用語でありますか、たとえば國會議員の場合は、一般官吏よりも少なからざる俸給といふような

表現を用いてありますが、高等裁判所の長官とか、あるいは検事總長、さらには公正取引委員會の委員長、こゝういふような人達を、わかつておりましたら承知したいと思ひます。

○井手政府委員 今法文を手許に持ちませうので、必ずしも表現がびたつとはまつてゐるかどうかが疑問ですが、大體記憶いたしておりましたところを申し上げますと、高等裁判所長では各省次官より高く國務大臣よりも低い範圍で、最高裁判所がこれを定めるというように書いてあると記憶いたしております。それから検事總長になりますと、國務大臣の額に比するものとし、内閣でこれを定めると書いてあつたと考へております。大體これくらいなところでありませう。

○石原(登)委員 速記を中止してください。

〔速記中止〕

○北村委員長 速記をはじめてください。

○石原(登)委員 さうな次第でありますので、私どもは今回の會計検査官の俸給を決定するにあたりましては、先般も質問をいたしまして、法制局の御説明も聽きましてその趣旨もよく承知できるとありますが、ただ一つ私ども懸念いたすことは、新しい國民の總意で定められた國會議員の地位であります。この國會議員の地位が、これまでどちらかと言ひますと官僚の據頭、あるいは軍閥の横暴によりまして非常にゆがめられて、まつたく無氣力な國會になつてしまつた。この結果今日の容易ならざる日本の状態を招來したと思ひます。事實的に考へてみましても、政府自身に非常な國

政的な大權が委譲された。この權力のもとには、いろいろな策謀が容易であります。いわゆる權力のもとには、今度は非常な利權もつきまとうのであります。今日國會議員の地位は非常に上昇したと言われながら、その實質的のものはまだ、これからの私どもは考へてゐる。こゝういふときにおいて國會議員のいわゆる地位を技術的にはかるのが給料であり、これがパロメーターだとなれば、事實的に上位だといふような者が次から次へと出てくる。私どもは新憲法の趣旨から考へても、國權の最高機關である國會議員より以上の地位が與えられるはずはないと思つておる。それにもかかわらずいふようなものが出ておる。ただいまお話をあつたように、最高裁判所の長官はともかくといたしましても、公正取引委員會の委員長とかといふものは、どういふような権能があり、どういふような事情があつて國會議員よりも上位の地位が與えられなければならないか。たとえばただいまの會計検査官の検査官にしてもさうであります。私どもはこの仕事の内容から考へまして、十二分に經濟的の安定性を與えるといふことについては、決してやぶさかではないのであります。むしろ進んで何らかの形において經濟の安定を保持し、そうして公正なる公務の遂行ができれば、これに越したことはないと思ひます。考へてみましても、憲法の根本精神が破壊されていくようなことが現われて來ますならば、これは容易ならざる問題だ、かように考へるわけでありませう。これは私ども國會議員自體の、いわゆるみずからに對するところ

の一つの自覚であります。この自覚を高揚するとともに、國民全體がわれわれを代表として選んだところの議員の地位に對して、これまた相當以上に認識をせなくてはならない。かようなことは、すなわち民主主義である。すなわち國家主權が國民にある建前をとつておられますところの國民に、あなたの方の考え方というものが、一番國家の中で尊いのだという考え方を徹底させる上におきましても、間接的な存在であるところの役人の方に、國民の代表者たちより以上の國家的待遇を受ける者があつてよいのかどうかということを深く憂うものであります。先般も詳しく當局者の事情を聞いたのであります。その間の問題に對して、私は技術的に相當優遇の方法も考えられると思ひますので、この「検査官の受ける俸給の額」は、國務大臣の受ける俸給の額に準ずる額」というような表現のこの法案の改正に對しては、にわかには賛成はいたしかねる。さらにこれだけでなしに公正取引委員會その他最高裁判所、こゝういふものに對しても將來根本的に、新憲法の趣旨において一度ねり直していただきたいと考えておるものであります。

○井手政府委員 たいだいま御意見をありがたく拜承いたしました。問題が二つあつたように存じます。この検査官自體の俸給が國務大臣に準ずるといふのはどういふわけか、理解できないじやないかといふこと、もう一つは國會議員の歳費といふものの均衡に對して、いろいろ多額の俸給をもらつてゐる官吏をつくることとはどういふことであらうかといふような二點を伺いました。その第二の國會議員の歳

費とたとえば公正取引委員會の委員の俸給との問題、検査官あるいは今回提出しておりますところの國家公務員法の人事官との俸給といふような關係であります。議員の歳費といふものの性質と、それから國家公務員の受ける俸給といふものの性質とは、そこにおのずから差があらうと思ひのであります。

〔委員長退席、早稻田委員長代理 著席〕

その高い低いによつて國政に寄與しておる程度とか、あるいは國政における責任とか、あるいはまた國家の公的地位において秩序、順序がつくといふような考え方、私ははたわかるところはできないと思ひのであります。歳費といふものがいふゆる俸給ではない。もつと違つた性格のものが加味され、あるいは違つた立場が根本になつてきておるものだらうと思ひますので、歳費の額によつてその地位が上になり下になるというような考え方、私ははた官吏の俸給をきめていくことは間違ひである、公務員は公務員の方で、職責を達していくのに必要な報酬を與えるといふことの見地からきめていきたい。おのずからそこに、しかし他の一般の社會のいろ／＼資金事情とか、あるいはまた他の手當とか、歳費といふ多種類のものとの均衡ももちろんございしますが、それと必ずしも同じわくの中で考える必要はないであらうと考えておる次第であります。それから、公正取引委員會の委員長が十一萬圓で、取引委員會の委員が九萬圓、現在國務大臣が三萬六千圓、これは實はその擔當しておる職務から見まして、非常に私どもも不均衡だと自覺いたし

ております。従つて近く國務大臣、内閣總理大臣の俸給につきましては、十分にこゝういふ點も考へて善處したいと思つております。しかしらば國務大臣に準ずるくらの俸給を出すのは、どういふ程度のものかといふことになりまして、一般の公務員は最高の地位にある國務大臣の下で、その指揮を受けて仕事をしておるのでありますから、もちろんそれより下級におかるべきかと思ひますが、いふゆる行政の中の執行部面が非常に強い、これがある種の日本の民主化に對してどうであつたらうかといふような批判もあるくらいであります。行政の行政擔當に對して國會が最高の基準を定め、そうしてこれを指導監督すると同時に、その豫算の實施、會計の經理につきまして、全然獨立の立場からこれを審査せしめるという會計検査院の職務は、憲法も非常に重視しております。そこにおきまして、それを構成します検査官は、非常に高い權威のある地位である。従つて國務大臣と對等の給與を與えるといふことを私どもは必要と考えて、これに準ずる額と書いた次第であります。公正取引委員會の委員長その他の者は、これはまた民間から非常に重要な人を連れてきて、いふゆる獨立禁止法の運用にむしろ全權をもつてあたるというやうな立場でありますから、その職務も重大であるし、また官吏がいふゆる下から上つていくのではなくて、そこから非常に有力な人を連れてくるというやうな重要性がありまして、十萬圓、九萬圓といふやうな特殊な立場から額をきめたやうな次第であります。

○石原(急)委員 私も給料の金額の多

寡によつて、それで優劣、あるいは上下をきめるといふやうなことは考へない。これは私ももちろんその通り考へます。しかしながらあなたの方のこゝに書いてある表現によると「國務大臣の受ける俸給の額に準ずる額」といふ書いてある。こゝうなると國務大臣の受ける俸給の額に準ずるといふことは、國務大臣と同等に取扱ひ、さうであります。とりも直さずこの文章の裏には、衆議院議員あるいは國會議員より優位といふことになる。こゝういふやうな文字のいふゆる魔術とも言ひますが、こゝういふ印象が國民に與えるもの、私はこのことを眞剣に考へてもらいたいと思ふ。決してわれ／＼はわづか三人の検査官に對して、これはたゞ一人當り十萬圓やつたとしても月に三十萬圓である。その金額なら私は決して多量といふとも思ひませんけれども、ただこゝういふやうな表現の中に、何といつても官儀的な考え方の方を私どもははた承てできない。こゝういふやうな意味であります。さらにたゞいまの御答辯を聞いておきますと、何かいい人を得るためにこゝういふやうな話が高くなければならぬといふやうな意圖のやうなお話もありましたか、もちろんそれは方法としてはこゝういふ點も考へられましよう。しかし公正取引所の委員會のごときは、當時の新開のゴシップ種にもなつたやうなことであります。總理大臣の年俸三萬圓くらいに對して、實に數倍といふことである。こゝういふやうな金額は、これは常識的に考へましても、どうもわれ／＼は納得できないのであります。これは法治國である限りは、法的根據において何

か納得できるやうな方法があつたのではないか、こゝういふこともわれ／＼は考へるわけでありまして、私は先ほど要求いたしました國務大臣に準ずる待遇を受けておる者の、その表現の方法をどういふやうに書くかといふやうなことをお尋ねしたのも、實はこゝういふところに關係があるのであります。これがいわゆる官尊民卑の思想を拂拭する上において、日本の民主化のために非常に障害になるといふことを私はおそれますために、實質的には十二分の仕事ができるために、しかも十二分のいふゆる經濟的保障をやるということについては、決してわれ／＼は異存はありません。しかしながらその表現において、日本の民主化を阻害するやうな表現が行われておることがあるならば、これは斷じてわれ／＼は容認できない、かゝうに考へてゐるわけでありまして、ゆゑに本案の改正案につきましても、この表現を用いないで、何か別途に適當な表現の方法があるのじやないか、かゝうに考へます。その點に對する政府の御所信を承りたい。

○井手政府委員 國務大臣に準ずる俸給の額と書きましたについては、私どもは暗黙のうちに會計検査院の重要性を認めまして、これを構成する會計検査官なるものは、執行部の最高のポストに在る國務大臣と同様に扱ひたいといふ考へを御指摘の通りもつております。ただこれが議長が歳費としていくらか、議員がいくらか書いてある。これは今申しましたやうに俸給とは全然別個の角度的のものでありますから、片一方國務大臣の額と同額とするといふことを書いたから、それと歳費をもらつ

ておる議員との間に、何か差別をつけるといふようなおそれは、私どもは全然ないと思つておる次第であります。

公務員の間では先ほど申しましたように、どうしても會計検査官の地位を高くして、政府の豫算整理、財政のやり方について、十分に意見をもち、權威をもつてこれを監督していただきたい、審議してもらいたいと思つておる次第であります。従つてたゞいまのところ、この原案の表現を何か別に考えたかどうかという御質問でございますが、ちよつとこれとこれという對案を持ち合はせておりません。

○石原(急)委員 たいまのお答えで、對案を考えていないというふうなお話でありましたが、これからこの對案を考えられるお氣持がありますかどうか、その點をお聞きしておきたいと思ひます。

○井手政府委員 繰返すことになつてはなはだ恐縮でございますが、職責その他の點からみまして、國務大臣と同様に扱いたいと思つておりますので、考えようと思つておりません。

○西村(急)委員 先ほど來の法制局長の答辭は、少し國會の立場から考えなければならぬのでありますが、大臣がいなから、今の法制局長の答辭に對して、政府を代表して小坂政務次官の見解を承りたい。

○小坂政府委員 お答えいたします。いろいろ勤務に對しての報酬を受けるということは、勤務の内容に従つて多種多様のものがありましようから、その内容に従つての報酬をとるということが原則だと思つております。そしてその報酬の内容について、社會一般から、その勤務の内容をどういふふう

に認識せられるかという、客觀的な情勢も考慮しなければならぬと思ひます。この問題はきつめてむづかしい問題であるのであります。私どももいたしましては、これが一定不變の原則でもつてということば、やや困難な點であるといふふうに考へるのであります。そのときの社會通念によつて流動するものであるといふふうに思つております。たゞいまのところいたしまして、われわれは國會が國權の最高機關であるということに強く考へております。その考へ方を貫くことによりまして、日本の民主化といふものは徹底されるのだというふうに考へております。たゞいまの法制局長の答辭に鑑みまして、私どもは俸給と歳費というふうなものとの間に、多少の差別があるといふことは認めなければならぬと思ひます。しかしながら差別があるといふことは、この間に全然關係がないといふことと同一でないといふふうに思つております。非常に問題はデリケートであります。私どももいたしましては、單に便宜的に他からい人を得るために、これだけの金が要するといふことだけをもちて答辭の趣旨とする點については、多少異議をもつております。たゞ私どももいたしましては、大臣を補佐する立場でありますから、開議に列している大臣が適當にお答へする方が筋であるといふふうに考へております。

○西村(急)委員 たいま小坂君の答辭はわかつたやうな、わからぬやうな——これはちよつと重要だと思ひますので、法制局長の答辭を速記録を調べて、なおかつそれから質問をいたしたいと思ひます。質問を留保してお

きます。

○早稻田委員長代理 ほかには御質疑はありませんか。

○葉梨委員 法制局長の先ほど來の御答辭を伺つておると、はなはだ私に意に解しかねることが非常に多いのであります。一言言葉じりをつかまえて申し上げるやうなこともしたくないのでありますけれども、規定を念のため伺つて參考にしたいと思つております。法制局長はしからば國會法第三十五條における一般官吏の解釋は、どういふことに解釋しておられるか。

○井手政府委員 この言葉は非常に廣い表現でございます。これに對していろいろな角度から解釋がおそろくできるだらうと思ひます。私ども歳費を決定するべき法規におきまして、どういふ見地からこれがきめられべきかと申しますと、何と申しますか、總理大臣とか特殊な官吏——すなわち今回公務員法を出しておりますが、その公務員法の一級職の中の最高のものでいふやうなものよりは高くないければならぬ。特別職といふものには今後いろいろものが出てまいりまして、そのうちものは一應これの對象から外れるべきものであらうと考へております。この國家公務員法は委員會でようやく審議が始まつたばかりであります。大體あそこにはあります。一般職といふやうなものが、これに考へらるべきものであらうと考へております。

○葉梨委員 その一般官吏という具體的な範圍を私は伺つておる。

○井手政府委員 一般官吏の範圍を、今ちよつと一般職と申しましたが、一

般職といふものには何と言ひますが、國家公務員法の職階制度によつて、いわゆる職務の責任と地位といふことによつて、普通の尺度からその俸給額をきめてゆけるといふやうなものであります。特別職と申しますと、たとへば總理大臣であるとか、あるいは今回問題になつております會計検査官、そのいつた普通の任用とか、普通の職階制度によつて資格とか分限をきめるやうなものでないもの、除外したものではないならぬと考へております。

○葉梨委員 國會法第三十五條の趣旨は、當時私も國會法起草委員の一人として携つておつた。あなたの今御説明になつたやうなものではないと私は心得るが、あなたの御説明のあつたやうなこと、それは間違ひありませんか。

○井手政府委員 國會法の方は、實は議員の方の提案でありまして、提案の御趣旨につきまして、私は的確にこの條文に觸れて残念ながら伺ひいたさなかつたものであります。あるいは誤解しておるかもしれませんが、できた條文を拜見しまして、私どもはさういふぐあいに解し得ると考へておる次第であります。

○葉梨委員 解釋をもつて逃れようとはされておる。これははなはだ誤まられる。議員提出であれば、より以上にこれは重要な性質をもつものである。新憲法の趣旨は、あなたがよく御承知であらうと思ふ。新憲法となつて、國會の決定によつて解釋がきまるべきものである。しかるに當時の第三十五條立法の國會の意思は、内閣總理大臣あるいは國務大臣

を除く他の官吏を一般官吏と呼んでおる。もちろん最高裁判所長官といふものは、内閣總理大臣と同格である。こゝういふことの解釋があつて、各省次官以下、いわゆる一般官吏である。先ほど來のあなたの御説明を承つておると、小坂は小坂として、時にその使用せられる範圍において價值が違ふのだといふやうなお言葉がありました。私の耳の間違いかもしれませんが、その使用すると申しますか、その働き得る立場によつては違ふのだといふやうな、まことに融通無礙に解釋できるやうな御答辭があつた。さうに融通無礙に政府が解釋すべきものではない。

さうに解釋するところに、いわゆる獨裁政治が生ずる。この獨裁政治を戒めて新憲法が制定せられておる。あなたのたゞいままでの御答辭を承つておるとまづ從來の舊憲法下における御答辭と何ら異なる。さうなことは、國會の存在といふものに對するあなたの認識が足りないのではないか。失禮な申し分であるが、さうに考へられる。お考えの中心からして、私は考へ直していただく必要があるのではないかと申す。かりに先ほどの取引委員長であります。その俸給がさうになつておる。それは何によつておきめになりましたか。どの法律によつて、さうな支出をなしておるか。國會の議決なくして、支出が勝手にできないはずである。官吏であるとするば——官吏としての取扱ひをしておるものであれば、當然これは特別法規の制定がなければならぬ。その他特別法規の制定を用ひずしてやつておられるものがあるとするれば、これは特別法規の制定を必要とするものである。は

を除外する。あなたも國會法起草委員の一人として携つておつた。あなたの今御説明になつたやうなものではないと私は心得るが、あなたの御説明のあつたやうなこと、それは間違ひありませんか。

○井手政府委員 國會法の方は、實は議員の方の提案でありまして、提案の御趣旨につきまして、私は的確にこの條文に觸れて残念ながら伺ひいたさなかつたものであります。あるいは誤解しておるかもしれませんが、できた條文を拜見しまして、私どもはさういふぐあいに解し得ると考へておる次第であります。

○葉梨委員 解釋をもつて逃れようとはされておる。これははなはだ誤まられる。議員提出であれば、より以上にこれは重要な性質をもつものである。新憲法の趣旨は、あなたがよく御承知であらうと思ふ。新憲法となつて、國會の決定によつて解釋がきまるべきものである。しかるに當時の第三十五條立法の國會の意思は、内閣總理大臣あるいは國務大臣

を除く他の官吏を一般官吏と呼んでおる。もちろん最高裁判所長官といふものは、内閣總理大臣と同格である。こゝういふことの解釋があつて、各省次官以下、いわゆる一般官吏である。先ほど來のあなたの御説明を承つておると、小坂は小坂として、時にその使用せられる範圍において價值が違ふのだといふやうなお言葉がありました。私の耳の間違いかもしれませんが、その使用すると申しますか、その働き得る立場によつては違ふのだといふやうな、まことに融通無礙に解釋できるやうな御答辭があつた。さうに融通無礙に政府が解釋すべきものではない。

さうに解釋するところに、いわゆる獨裁政治が生ずる。この獨裁政治を戒めて新憲法が制定せられておる。あなたのたゞいままでの御答辭を承つておるとまづ從來の舊憲法下における御答辭と何ら異なる。さうなことは、國會の存在といふものに對するあなたの認識が足りないのではないか。失禮な申し分であるが、さうに考へられる。お考えの中心からして、私は考へ直していただく必要があるのではないかと申す。かりに先ほどの取引委員長であります。その俸給がさうになつておる。それは何によつておきめになりましたか。どの法律によつて、さうな支出をなしておるか。國會の議決なくして、支出が勝手にできないはずである。官吏であるとするば——官吏としての取扱ひをしておるものであれば、當然これは特別法規の制定がなければならぬ。その他特別法規の制定を用ひずしてやつておられるものがあるとするれば、これは特別法規の制定を必要とするものである。は

を除外する。あなたも國會法起草委員の一人として携つておつた。あなたの今御説明になつたやうなものではないと私は心得るが、あなたの御説明のあつたやうなこと、それは間違ひありませんか。

○井手政府委員 國會法の方は、實は議員の方の提案でありまして、提案の御趣旨につきまして、私は的確にこの條文に觸れて残念ながら伺ひいたさなかつたものであります。あるいは誤解しておるかもしれませんが、できた條文を拜見しまして、私どもはさういふぐあいに解し得ると考へておる次第であります。

○葉梨委員 解釋をもつて逃れようとはされておる。これははなはだ誤まられる。議員提出であれば、より以上にこれは重要な性質をもつものである。新憲法の趣旨は、あなたがよく御承知であらうと思ふ。新憲法となつて、國會の決定によつて解釋がきまるべきものである。しかるに當時の第三十五條立法の國會の意思は、内閣總理大臣あるいは國務大臣

を除く他の官吏を一般官吏と呼んでおる。もちろん最高裁判所長官といふものは、内閣總理大臣と同格である。こゝういふことの解釋があつて、各省次官以下、いわゆる一般官吏である。先ほど來のあなたの御説明を承つておると、小坂は小坂として、時にその使用せられる範圍において價值が違ふのだといふやうなお言葉がありました。私の耳の間違いかもしれませんが、その使用すると申しますか、その働き得る立場によつては違ふのだといふやうな、まことに融通無礙に解釋できるやうな御答辭があつた。さうに融通無礙に政府が解釋すべきものではない。

さうに解釋するところに、いわゆる獨裁政治が生ずる。この獨裁政治を戒めて新憲法が制定せられておる。あなたのたゞいままでの御答辭を承つておるとまづ從來の舊憲法下における御答辭と何ら異なる。さうなことは、國會の存在といふものに對するあなたの認識が足りないのではないか。失禮な申し分であるが、さうに考へられる。お考えの中心からして、私は考へ直していただく必要があるのではないかと申す。かりに先ほどの取引委員長であります。その俸給がさうになつておる。それは何によつておきめになりましたか。どの法律によつて、さうな支出をなしておるか。國會の議決なくして、支出が勝手にできないはずである。官吏であるとするば——官吏としての取扱ひをしておるものであれば、當然これは特別法規の制定がなければならぬ。その他特別法規の制定を用ひずしてやつておられるものがあるとするれば、これは特別法規の制定を必要とするものである。は

つきりそれは、憲法の上にも明らかに、國の支出について國會の議決を経なければならぬ。國會の議決を経ずしてさうな支出をしておるとすれば、それは憲法違反である。私はあなたの答辯を先ほどから黙つて伺つておつたけれども、はなはだ腑に落ちかねる點があるからこれを申し上げる。なおあなたの御答辯のいかんによつては、條文をあげて伺ひます。

○井手政府委員 公正取引委員會の委員長と、委員の俸給をきめた根據は何であるかという、この方の問題について、根據をまずお答えいたしたいと思ひます。これは先ほど申しましたいゆる獨占禁止法の法文に、その報酬は政令でこれを定めるという委任がございまして、これに基きまして政令を出してきめた次第でございます。これに關係の費用支出はもちろん豫算的措置が要ると思ひます。その方の豫算的措置として、しかるべき手續を経て出しておると思ひますが、それは大藏省所管の方からお答えしたいと思ひます。なお他の點につきましては大藏省次官からお答えがございしますが、もし必要がございましたら、私からあとでお答えいたします。

○小坂政府委員 大臣が参りますように承知しておりましたので、先ほど西村さんの御質問に對しても、私が出過ぎてはいかぬと思つて差控えておりましたが、ちよつと所用があつてこちらへ参りませんようですから、あらためてお答え申し上げます。ただいま葉梨さんからの御質問もございましたし、先ほど來の御質問に對しての私の考えを申し上げます。私としては、これは一々ごもつともであると考へる。こ

う政府職員に對する支出といふものは、重要な國費の一部をなすものであります。これは當然國會がこれをきめるべきであるといふふうに私は考へております。ただこゝういふ措置は一應閣議の決定を経てこちらに出てくるのであります。この法律について閣議の決定を経たものがこゝに出てきておるわけなんです、私といたしましては、この閣議に列しておる一人としてお答えするのでなく、むしろ國會議員から政府に派遣されておると申しましようか、大藏省次官としての立場からお答えするわけでありますが、私はさういふふうに考へておる。この原則をあくまでも貫かなければならぬと考へております。

○葉梨委員 獨占禁止法に政令においてこれを定む、こゝなつておつたと言ふけれども、その政令が他の法規の範圍を越えて決定せられるといふような場合においては、當然これは獨立の法規を制定しなければならぬものである。そこに先般來政令といふ、いわゆる法律が政令に關する、委任するといふ點についての疑義が非常にたれておる。かようなところに獨裁政治の再び具現する憂いがあるのです。政令云々といふことがあつたから政令によつてやつたので、何ら差支えない。それはお前たちが議決したじやないかと云へばそれまでだがもしね、しかしそれは他の法規に抵触しない場合においては、私はあるいはこれを容認できるかと思ひます。しかしながら他の法規に抵触する憂いのある場合は、それは當然實してかかるべきが至當ではないかと思ひます。政令云々といふことがあつたからこゝで、他の法規を無視してこれを越え

る。則を越えるやり方をするといふことは、從來のやり方と何ら違ひのないことである。新憲法の精神には、まつたくこれは反した行爲であるといふ考へる。むしろさういふことをやられておるとすれば、あとからでも遅くない。ただちにこれは直されて、特別の法規を提案されるなり、しかるべく處置をとらるべきが至當ではないかと思ひます。それでなかつたならば、これは亂れてしまつて、いわゆる支出について國會の議決を経なければならぬといふ、この明らかなる憲法の條文に對して、これはつばな抜け道をつくつたことになる。何ら新憲法制定の意義はなくなることになる。水曜日の本委員會に配付されました司令部側の財政委員會に對する、われわれに對する勸告の書類を拜見しました。お前たちはその點について十分注意しておるであらうなといふことを、特に念を押してここに配付されておる。われわれとして責任上これはゆるがせにするわけには相ならぬ。これは御列席の委員の各位にもみな御同感のことであらうと思ひます。どうか今のような趣旨が政令において云々、他の法規に抵触する、他の法規の解釋が二、三になるような場合、あるいは憲法の抜け道をつくつておるといふような疑念をいだかれるようなことのないように、法制上の整理をされることを私は切望する。もしおやりにならなければ國會としてやらざるを得ないことであらうと思ひますのであります。

○井手政府委員 支出につきまして國會の意思決定があるといふことにつきましては、財政の問題でありますので、大藏省關係の方からお答えを願ひます。

す。なお葉梨さんからだだいま國會を最高權威として、そのわく内において政令が出るべきものであるといふ點の御趣旨の御發言がございまして、私ももちろんさうでなければならぬと思ひますし、今後ますますさういふぐあいになりたいと思ひます。もし缺けておりましたらできるだけ御指導願ひたいと思ひます。

○愛知政府委員 ただいまの法制局の御答辯で御了承願つたと思ひますが、御答辯で、なお財政的な面から見ますと、豫算的な措置を要するわけですが、その際に十分に御指導願ひたいと思ひます。先ほど私のことばのうち、一般の流動する通念として把握できることを申ししたのであります。その一般の通念といふものは、國會議員の方々がこれを十分に把握しておられると思ひます。私はあくまでも國會の決定といふものを重んじていくといふうちに、政府の一員としてこれからこの考へ方を、政府のあらゆる部門に浸透させるように努力したいと考へております。

ういふものだといふ、統一的な表現を用いてやつたらどうかと思ひますが、この問題は長く上程されておりますので、ひとつ理事會で下相談をして、そして政府の方と折衝するようにして、この問題をさういふふうに通理されたらどうかと思ひます。

○佐藤(國)委員 ちよつと法制局の方に御説明願ひたいのですが、官吏の俸給と歳費と根本的に違ふといふことについて伺ひたい。

○井手政府委員 根本的に違ふといふ表現をしたように思つておりませんが、なんと申しますか、俸給の方は職務の報酬と生活の基礎を與える、収入を與えるといふところに目標があるだろうと思ひますが、歳費の方はやそれと違ふ。すなわち何といひますか、官吏の方はそれ自身が本務でございまして、ところが國會議員の方は、あらゆる分野から本來の地位をもちつて國會に籍をもち、官吏の方はそれによつて報酬が得られ、それによつて勤務をし、それによつて生活をしておるという點があるだろうと考へておるのであります。その點において多少の差があるのではなからうかと考へております。しかしこれは今政務次官が違ひといふようにおつしやつておられますが、政府の意見を代表できないと思ひますが、なお小坂さんからお話願ひたいと思ひます。なお葉梨さんのお話で、先ほど一般官吏といふものについて同感だと言われまして、私としては實はその質懸應答を十分承しませんでした。申しまして、はなはだ失禮いたしました。その際の大體の考へ方が總理大臣及び國務大臣を考へておつたのだと仰せになつたのは、大體さういふ趣旨

であろうと私も考えます。この會計検査官は、その趣旨の程度のものにしていいのではないかと考えた次第であります。

○石原(喜)委員 この會計検査官の俸給額の決定は、これは非常に今後いろいろなものが續々とおそくは出てくるだらうと思ひます。これはずつと以前に、陸海軍の大中將を勝手にきめて國の豫算を横取りしたことがまつたとい例をなすのではないかと。私もほかのように考えられますので、この法案が提出されて非常にも長くはなりますが、これによつてさらに公正取引委員會の給料とか、その他の方面のことも十二分に審議したいと思ひます。私は私は公正取引委員會なんか十の法律できまつたものだと思つて、かような法律をもしつづつたとすれば、非常に遺憾であるといふふうに考へておつたのであります。ただいまの答辭によつて、これも政令によつてやられたといふことが明らかになつて、われ／＼は實に雖然たるものがあるであります。これであればあるほどなお政令の限界、少くとも國家支出に關する政令の限界に對しても、なおわれ／＼は一つの線を引いておくべき必要もありまして、これはただ單に會計検査官の給料だけというふうな問題として解決できない、大きなポイントであると考えますので、この問題はさらに十二分に検討いたしたいと考えます。

○小坂政府委員 法制局長の御答辭を補足いたします。少し見解の足らざる點があるように思われるのでありますが、國會議員というものが、會期が年中無休で、必ず一定時間に出動して一定時間に退廳するというような制度であります。これはまつたに官吏の場合と同じだと思ひます。しかし國會は御承知の通り年中無休というものであります。いろいろ／＼時々によつての職務の内容が違ふという點で、一般の官吏の受ける俸給とはちよつと考へをかねてもいいやないかという點が考へられます。それから官吏の俸給を一般的に統一すべしという御意見に、ごもつともあります。この點につきましては政府といたしまして十分考慮いたしました。近く公務員法案を提出いたしますが、その際にこの基準を一切明確にいたすよう、いろいろ／＼と個々の例をあげておきます次第であります。この法案の提出されましたときに、十分にその内容について御検討いたしたいと思ひます。

○川島委員 保留質問をいたしたいと思ひます。大蔵大臣が見えなはずであつたのすが見えておつたので、大臣に代つて小坂さんの御見解を讀ませていただきます。それは今回の關東及び一部東北の風水害の問題に關連して、昨日内務省側の情報によりますと、群馬、山梨、神奈川、福島、この四縣のみの國の關係と、地方公共團體の關係に屬する損害だけでも、さらに損害を復舊する費用を見積つただけでも、實に十億萬圓の巨額に達してゐる。この中には宮城縣、栃木縣、茨城縣、埼玉縣、東京都の一部、これは全然除外されておる、おそれらくこの宮城、栃木、茨城、埼玉を合せて膨大な額に達する見込であらうと思ふのであります。その問題について今朝までに大蔵省が知り得た損害額といふものは、どの程度かといふことをまずお聴かせ願ひたい。

○小坂政府委員 内務省から四縣を指定したのは、大體その地方の損害額といふものが、さきに明瞭になつたといふことに基くものではないかと考へるのであります。被害は實に憂慮すべき状態でありまして、刻々にその被害の現況も變りつゝあるような次第でございます。そこでさらにその詳細のわかりましたものにつきましては、これを追加していくといふことは當然のことであらうと思ふのであります。ただいまのところ大蔵省の知り得ました全額といふものは、まだ洪水が實は今朝も新たななる事態の發生を見ましたような次第で、未だ明確なものをもち得ないことを遺憾といたします。私ももしも明日の休日を利用いたしまして、早速埼玉縣と群馬縣にまいりまして、一々事情を伺つてまいらう、こう思つております。さうな次第でありますので、損害額の全額といふものは、未だは確定いたしておらないような次第であります。

○川島委員 詳細に具體的にわかつておらないといふことは、一應ごもつてもございましてこの程度で打ち切りますが、その場合においてもうすに損害の外観がわかつておるところもありません。それに對する國庫負擔の問題、それから地方の公共施設復舊に要する費用が、これまた膨大な額に上る豫定になつておると思ひます。地方公共團體が財源があれば問題ではありませんが、最近の地方財政は、到るところどの府縣も同様な赤字財政を續けております。さらにこの被害によつて相當緊急を要する財源を當然に必要とするところになることは言ひまでもない。その場合における國庫の問題は別として、

地方公共團體の必要とする經費の問題について、大蔵省は健全財政の建前から、地方銀行の預金の範圍内というふうな考へ方も一應あつたやうであります。この際においてはさういふ考へ方を當然取つていかなければならぬと思ひますが、その問題についてどのような見解で今進んでおりますか、それをお聴かせ願ひたい。

○小坂政府委員 ただいまの問題についてお答えいたしますが、ただいま政府次官から答辭いたしましたように、ただいまのところ金額については正確にわかりませんが、實は一日から大蔵省からも財政關係、金融關係の係官も現場に派遣いたしております。これも一部歸つてまいりましての報告もございしますが、ほとんど状況においてはちよつと補足することができないような状況であります。従つて私どもの事務的な考へで現在まで考へておりましたところでは、やはり地方費の負擔に對しても一應その地方において、たとえば地方債とかその他地方として資金を吸収し得る限度内において、何とか救済をしていただきたい。そうしてただそこまでにいたりますまでのつなぎの資金としては、日銀からの應援といふことを考へておるわけでありましたが、はたしてさういつたやうな従来の考へ方で、これが率し得る問題であるかどうかであるか。率直に申すならば、これをもつては率し得ないある場合においては相當の救恤的の考へ方もしなければならぬのではないかとさういふに考へておるのであります。ただいまのところ的確にまだ事務的に申し上げる段階になつておらない。ただ御承知の

の御質問であつたわけでありましたが、今回氾濫いたしました河川は、大體ほとんど全部が國庫の負擔のものでもありますが、それから被害を受けましたところの復舊についても、國費において相當これは負擔しなければならぬ問題であると思ひますので、その方は外観がすぐに見當がつくと思ひます。そういたしましたならば、その外観の判明次第、ある場合におきましては國會の議決を、豫算の上において御協賛を経る前におきまして、大體目安をつけまして、金融的の措置を講じてまいりたい。その際におきましては、地方銀行の負擔、あるいは地方の資金の負擔といふことでなしに、その財政の豫想し得る負擔の範圍内でありまして、日銀からの應援といふことで賄つてまいりたい、かように考へております。

○川島委員 もう二點ばかりお尋ねしたいと思ひます。今のお話大體見透しだけはわかつたやうな氣がするのであります。今度の災害對策に、大蔵省は金融措置令の一部改正をはかつて、封鎖をもつておる者の解除に對しては、一世帯五千圓程度の現金引出しを認め、その他の改正を行つたやうであります。封鎖預金もしくは現金預金をもつておる者ならばよろしいですが、もたざる方面に對するところの救済も、これは地方に委せておくべき問題ではなくして、政府がみずから積極的に、その方面に對する救済をも、併せて考へる必要があるのだと思ふのであります。その點についての見解を御表明願ひたいと同時に、御承知のごとく殊に今度の被害の大部分は農村である。農村方面における農家の習慣とい

たしましては、よく言われるいわゆる
たんす預金、あるいは床下預金などと
言われておりますが、農村の人達の預
金というのは、金融機関にあまりな
くて、家庭内に蔵置しておいた面が多
いといふことは言うまでもありません。
その人達が今回の被害でその現金
をもち出すことができずして、一朝に
して多小の現金を貯めたものが、流失
の厄に遭つてしまつておる。こういう
問題も起つております。そういうこと
からして當然ここにわれ／＼が考えな
ければならない問題といたしましては、
は、そういう被害者に對する積極的な
政府の救済並びに復舊を併せまして、
一面においては被災者に對する増加所
得税の問題のごとき、目下訴願中のも
のであつて、いまだにきまらぬものが
あります。そういうきまらぬものの中
に、被害者がたゞ／＼もつておつた金
も流失してしまつた。そういうような
問題が起つてくる。なお財産税におい
てもそのような事情がある。その他の
租税の關係においても、そういう問題
で、今財産の流失によつて税金支拂
不可能な状態、もしくは相當の著しい
軽減をしてもならなければならぬとい
うような事態が発生しておる向も、
相當に私は多いと想像をいたしておる
のであります。そういう税金關係の
問題に對しまして、どういふ考えを
もつて今方針を立てておりますか、そ
の點も併せてお尋ねいたしたいと思
います。

申しましたように、政府といたしまし
てはこの際の救助方法を、國家の財政
資金においてやろうといふことを、その
全貌が判明するのを待ちまして、國會
に緊急災害救助法でも申ししますもの
を提出いたしまして、御承認を得るとい
うように考えておるわけでありますが、
その緊急の災害を救助するといふもの
の中に、どの程度のものをいれるかと
いうことは、實はこの國會において、
この洪水といふものをどの程度の緊急
な事態と見るかといふことが、内閣全
體の方針にかかると思ひます。大藏省
といたしましては現在許されている法
律内の措置といふものを、さしあたり
は考えるわけでありますが、これはま
づたく緊急である。關東大震災のあと
に行つたような措置が、あるいは適當
であるといふことを、内閣全體として
きまりますれば、そういうような措置
をとることも可能であると考えます。
われ／＼といたしましてお答え申し上げ
る範圍というものは大體その程度だ
と思ふのですが、私どももいたしまし
ては、極力この事態について、十分な
同情と關心をもちまして、不幸なる
方々の被害を、われ／＼の身をもつて
感じるといふような氣持で事に當りた
いと考へておるわけであります。

○川島委員 ちよつとくだいようです
が、大臣も見えないので、答へがきわ
めて抽象的でありまして、まことに殘
念ですが、もうすでに被害が廣汎にお
つたり、一週間にわたる。少くとも政府
においては緊急の事態に處する緊急の
根本的、基本的な對策といふものは、
抽象的であつてももうきまつていなけ
ればならぬと私は思ふ。今の答へによ
りますと、まだ漠然とした對策であつ
て、何ら得るところがないような形で
ありますが、この際一日も早く政府に
おいてそういう迅速果敢な對策を決
定して、それを世間に發表するだけで
も、被害者に與える大きな心理的好影
響をも併せ考えられるのであります。
しかるに一週間になつても、未だに明
確な基本的態度すらもきめておらない
といふことは、まことに私ども残念に
思ふのであります。最後にもう一つ附
加しておきますが、農村における供出
生産品の支拂の問題もあります。こう
いつた問題についても、農林省の關
係でありましようが、こういう方面に
も、迅速に特別な措置をもつて現金を
どん／＼支拂つて、その災害復舊救助
に當るといふ一面の策も私は必要だと
思ふのであります。今までの御答辭で
はほとんど漠然たるもので、まことに
遺憾であります。できるだけ早急に
基本的な大綱の對策だけは立てて、各
被害地方の府縣當局あるいは市町村、
公共團體、あるいはまた個々の被害大
衆に對して、一種の希望と安心感を與
えるような態度を、一日も速やかに決
定することが、私は政府當局のなすべ
きことでもあらうと思ひますので、そ
の點十二分にお含みの上、一刻も速やか
にそういう具體的な救済の、基本的
な對策を立てられんことを希望いたし
まして、まことに答辭が殘念でござい
ますが、これで私の質問を終ります。

○養殖委員 一言伺つておきたいので
ありますが、一昨日の衆議院本會議に
おきまして一松厚生大臣から、災害救
助に關します方針を、本會議場におい
て明示せられた。その要旨は、内閣と
しては災害救助法案を全面的に適用す
る。災害救助法案に則つて今回の措置
を行うといふようなことを明言してお
られるのであります。それは大藏當局
に對しましては、内閣から連絡があり
ましたかどうかですか。

○小坂政府委員 川島さんの御質問に
對して私の答へが、抽象的であつた
點についてお叱りを受けたわけであり
ますが、私の基本的な考え方といふも
のは、きわめて明白であると思ひます。
つまり私の考え方としては、災害者の心
をもつて忠實に事に當るといふことを
言つておるのであります。具體的な問
題として養殖さんのただいまの御質問
であります。實は私はこの問題につ
いてかかる御質問のあることを豫期し
たしておりました。いろ／＼調査をや
つてまいつたのであります。御承知
のように災害救助法はまだこの委員會
においても成立してないものでありま
す。それでこれが成立しておればとい
ふことをみな言つておるのであります
が、それを成立したものととして溯及さ
せるかといふことについては、まだ何
も伺つておりません。ただ私のここに
はつきり申し上げることは、その精神
を貫くといふことははつきり申し上げ
ていふと思ひます。その程度で御了承
願ひます。

○養殖委員 そういたしますと、一松
國務大臣の説明は、ただいま大藏當局
の説明がありまして、たゞその趣旨に
則つてといふような意味である。つま
り災害救助法の通過がなくとも、その
趣旨に則つて内閣としてはこれが處置
をなすといふ方針をもつて進んでい
る、かように了解してよろしうござ
いますか。

○小坂政府委員 法律案は、申し上げ
るまでもなく國會の議決があればそれ
が適用されるわけであり。國會議
員の皆様がこの法律はぜひこの際適用
したいといふお氣持があれば、政府が
その趣旨に則つた行動をいたしまして
も御批判を得ないで済むと思ひのであ
ります。要するに皆様方にそういう非
常に厚い御同情心があれば、私はその
趣旨を貫き得るといふふうに考えるわ
けであります。

○養殖委員 そうではないので、皆
がこの法律の通りに云々と言ふけれど
も、法律はまだ成立してないといふ
場合に、ただその趣旨で全面的にこれ
を適用するといふに比べればこれを適用
するといふこととなく、その趣旨に則
つた必要限度の緊急な法律なり、ある
いは豫算の支出案なりを提案されると
いふ意味であるか、かような點を伺つ
ておるのであります。

○小坂政府委員 その通りでありま
す。

○田中（鐵）委員 ちよつと災害關係に
關連しまして、最近起つてゐる水害
並びに旱害等の災害に對する救助に
ついては、國家において補償するとい
ふ考えをぜひ貫いてもらいたいとい
ふのであります。それに關連して、
今度の關東の水害によつて、先般の東
北水害、あるいは和歌山縣等の水害は、
いくらか影が薄くなつたやうでありま
すが水害ばかりでなく、旱害も相當あ
つたやうに承知しております。このこ
とは近畿の方においても言えることで
あります。私の和歌山におきまして
も、紀南地方の水害で、紀北地方がよ
うやく災害を免れたと思ひましたこと
ろ今度は非常な旱害に、和歌山縣の紀
北地方のみならず、奈良縣、大阪府、滋
賀縣等においても見舞われ、その被害

も決して輕視できない状態にあるのであります。この點について目下農林省に方に、關係府縣から早害対策についての國家補償並びに資金の融通等について要請しているものであります。すでに大藏當局に對する交渉もあつたかと思つておりますが、この點につきましても、こうした自然的災害に伴うものとして、同一に取上げていたどうかといふことをまずお伺いしたいのであります。殊に早害地帯におきましては、こういう逼迫した食糧事情でありますために、何とかして稲を枯らすに收穫をあげたいといふこととで、たいへんな努力と費用を支出いたしまして努力したのであります。天のさいわいするところとならず、相當廣汎な地域にわたつて、すでに收穫無の状態に陥つておるのであります。ひどいところになりますと、段當りの灌漑用水のための費用が、一萬二千圓もかかつておるといふようなところもあるものであります。肥料の配給がないために、段當り八千圓程度のやみ肥料をやつておる上に、灌漑費用として一萬二千圓、合計二萬圓の經費を投じまして、預金は全部引出しておるといふような状態であるにもかかわらず、收穫が皆無であるといふような實に慘憺たる状態にあるのであります。従つて結果としては何ら現われていないのであります。これらの努力した部分に對する費用を、金額國庫で補償してもらいたいと思つております。	水害地については五千圓まで解除になつたやうであります。早害農家に對する對鎖預金の支拂いがまだ解除されておらないのであります。これが同一に取扱われるかどうか。並びにせつかくの稲作がだめになつたために、少くとも來年の夏の麥がとれるまでの間、全然保有米もないといふような状態です。この間の農業再生産のために必要な資金も枯渇しておるのであります。これに對する融資について當局の用意があるのか。これらの點について小坂政務次官の方針を承りたいと思ひます。	○小坂政府委員 全般的な問題といたしまして、この荒廢した國土を再建するといふことを考えなくちゃならないのであります。どうも今までございます山の本が、いたずらに濫伐されて、あるいは荒廢した河川の修理がなおざりになつておる。あるいはただいま御指摘の田畑の灌漑用水の點等について、補修や維持管理が十分に行われていない。あるいは耕地改良がなおざりになつておる。そういうようなことが實は非常に多いのであります。その反面、開拓による土地の擴張、耕地の擴張といふことも必要であることと考へるのであります。全體として限られた國費といふものを、どういふやうに最も有効に、適切に按分するかといふ面におきまして、ただいまのところ、いろいろの關係官廳にそれが所屬しております關係上、どうもこの點のバランスが十分じゃないのではないかと、いふやうな気が私個人としてはいたすのであります。それに鑑みまして、私は今回できます建設院等について、これをさらにと大きく、國家の全面的な再建計畫を取上げるという省の問題にまで持上げて、それによつて調整していくといふことが望ましいのではないかと考へておるのであります。ただいま御指摘の點につきましては、われわれ財務當局といたしましては、これは今の官廳のわかれておる關係を申し上げるわけではございませんが、農林省の關係もございまして、個々の具體的の例につきまして農林省當局と十分詰合の上で、態度を決定したいといふと考えております。	○北村委員長 お諮りしたいと思ひますが、會計検査院法の一部を改正する法律案につきましては、修正の意見が大體多數のように思ひますので、これは理事會で一應修正案をまとめることにしてはどうかと思ひます。 〔異議なしと稱する者あり〕 ○北村委員長 ではさうに取計らいます。本日はこの程度にいたしますが、なお理事會をいたしますから、理事の方からやつとお残りをお願いしたいと思います。	險及び郵便年金特別會計法の積立金の運用資金たる債權について、債務者の止むを得ない事情により、元利金の回收が著しく困難な場合等において、必要に應じ所管大臣が融通條件の緩和をなし得るための法律である。 二、本案の目的 第一に預金部資金並びに「簡易生命保險及び郵便年金特別會計法の積立金」の運用による資金の融通を受けた者が、災害その他の事由により、元利金の支拂が著しく困難となつたものについて、大藏大臣又は逓信大臣が預金部資金運用委員會又は簡易生命保險及び郵便年金事業委員會にはかつて、融通條件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をなし得ることとしようとするものである。 第二に所謂經由貸付の方法による資金の融通を行つたものについて、戰時補償の打切等の結果、特別經理會社に該當する場合その他やむを得ない事情によつて、直接融通先がその最終貸付先よりその債權の返済を受けることができない場合においては、當該直接融通先の大藏省預金部等に對する債務を免除する必要が生ずるので、これが必要な法的措置を講じようとするものである。 三、議案の議決理由 債務者のやむを得ない事情により、元利金の回收が著しく困難な場合に對する措置として適當なものと認めるが、問題となるのは、融通條件及び支拂方法の変更を、必ず先ず預金部資金運用委員會の意見を聴き、しかる後に主務大臣が、公共の利益のため必要があると認める場合に限るといふその順序を誤らないことが重要であるといふことであつて、それには條文の表現を改める必要があるもので、別紙の如く修正議決した次第である。 右報告する。 昭和二十二年九月二十日 財政及び金融 委員長 北村徳太郎 衆議院議長 松岡詢吉殿 (小字及び「は修正」) 大藏省預金部等の債權の條件變更等に關する法律案の一部を次のように修正する。 第一條 預金部資金の融通を受けた者が、災害その他の特殊の事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつたときは、大藏大臣は、公共の利益のため必要があると認める場合に限り、預金部資金運用委員會の意見を聴いて、○その融通條件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることが出来る。
--	--	---	---	---